

建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会（第2回）
議事要旨

日時 平成18年8月29日（火）13:30～15:35

場所 機械振興会館6階6D-1会議室

出席者

座長	河田 恵昭	京都大学 防災研究所長
委員	荒井 敏彦	(社)全国建設機械器具リース業協会 会長
委員	稲垣 文彦	中越復興市民会議 事務局長
委員	久住 時男	新潟県 見附市長
委員	黒澤 司	日本財団 公益・ボランティア支援グループ グループ長
委員	鈴木 章悦	建設無人化施工協会 会長
委員	宮里 憲一	兵庫県 豊岡市技監(豊岡市長 中貝 宗治氏代理)
委員	細川 かをり	NPO法人ふくい災害ボランティアネット 副理事長
委員	山下 哲男	全国コンクリートカッター工事業協同組合 理事長
委員	出浦 淑枝	(社)日本建設機械化協会製造業部会(幹事長 山田 透氏代理)
委員	村松 敏光	国土交通省総合政策局建設施工企画課長
委員	関 克己	国土交通省河川局治水課長(代理出席 徳元 真一 課長補佐)
委員	上総 周平	国土交通省河川局防災課長
委員	木村 昌司	国土交通省道路局国道・防災課長(代理出席 後藤 貞二 技術企画官)
委員	橋場 克司	国土交通省北陸地方整備局 企画部長
事務局	三石 真也	国土交通省 総合政策局建設施工企画課 機械施工企画官
事務局	岩崎 辰志	国土交通省 総合政策局建設施工企画課 計画係長
事務局	藤野 健一	(社)日本建設機械化協会 技師長兼研究調査部長
事務局	川本 伸司	(社)日本建設機械化協会 研究調査部 次長
事務局	柴田 敏彦	(社)日本建設機械化協会 技術部長
事務局	上石 修二	(社)日本建設機械化協会施工技術総合研究所研究第3部 次長
事務局	藤島 崇	(社)日本建設機械化協会施工技術総合研究所研究第3部 主任研究員

事務局配布資料

資料2-1 議事次第
資料2-2 建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会 第1回議事要旨
資料2-3 建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会 委員名簿
資料2-4 これまでの主な論点
資料2-5 懇談会発言内容の整理
資料2-6 災害対策等に資する建設機械について
資料2-7 災害時等に利活用できる国土交通省保有機械
参考資料 建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会の発言内容の整理 目次(案)
座席表

見附市配布資料

災害時の機械対応と課題 7.13 新潟福島豪雨水害 10.23 中越大震災を体験して

(社)全国建設機械器具リース業協会配布資料

建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会(資料)

建設無人化施工協会配布資料

無人化施工による対応事例

提言の取りまとめについて

- ・ 提言のとりまとめに当たり、今後の委員会においては、国土交通省職員の委員をオブザーバーとする。
- ・ 委員了解

議 事

1. これまでの主な論点に対する意見交換

- ・ 資料2-4「ボランティア保険の適用範囲の改善」という表現は、災害ボランティア保険の適用範囲を広く改善するという誤解が生じる。趣旨は適用範囲の適正化であり、表現方法を今後の懇談会を通じて検討頂きたい。
- ・ 公助のあり方という観点から、大規模災害時にどのように資機材を配分するか、交通の確保に向けた方針など議論する必要がある。
- ・ これまでは、主に公助のあり方、ボランティア活動の実態に基づく改善要望について議論されてきた。今後は、これまで想定されていない様な大規模な災害対策などの観点での議論も必要と思う。特にこのような点については、国土交通省がイニシアティブをもって懇談会に方針を提示するべきである。
- ・ 災害時に、具体的にどのように関係主体が連携して、どのように建設機械を配備するのかといった議論も必要である。
- ・ 阪神・淡路大震災の復旧支援で、リース業者が建設機械を搬入するにあたり、通行許可証の発行に時間がかかる問題が発生し、支障を生じた。さらに、偽造した通行許可証が出回り、混乱が生じ、正式な通行許可証の再発行に一ヶ月以上要した。以上のことから、事前に通行許可証の発行の準備を行っておく必要がある。
- ・ 災害時において、協会などが主体で全体をまとめ、事前に通行許可証の発行手続きを行うなど、一元管理する仕組みが必要である。また、北海道東方沖地震においては夜間で職員が事務所にいなかったため、管轄する国道の通行止めが実施されていない事例があった。このような事例や阪神淡路大震災の経験を踏まえて議論を進めることが必要である。
- ・ 民間が保有する無人化機械は、無人化施工工事がないうちは通常の工事で有人使用しており、緊急に必要な場合、標準仕様の機械との入替えや遠隔操縦機能の点検に時間がかかる。素早い対応には、国による緊急対応用の無人化機械の保有が必要。また、オペレータに無人化機械を操縦する技能が必要であり、オペの確保・教育といった育成も必要である。

2. 委員発表に対する意見交換

- ・ 排水ポンプ車等の特殊な災害対策用機械はほぼ国土交通省が保有しており、都道府県や市町

村はほとんど所有していない。

- ・ 中越地震の際に設営したテントは床がシートだけで寒かったという事例があった。自治体に床版を要請しようとしたが、窓口が無く対応先がわからなかった。
- ・ 災害対策用機械に関する問い合わせ窓口が都道府県においては明確でない。市町村合併が進んだことで、地方自治体の窓口が分かりにくくなったことなどが防災面からすればマイナスになっている。
- ・ 建設機械等の手配・配備についてネットワークを通じて情報を集め、情報を一元化していくことが必要である。首都直下型地震が発生した場合、建設機械による対応は重要である。例えば、大規模水害で東京の地下街が水没した場合、ポンプをどのように調達・配備するかなど非常に難しい。規模が大きければさらに難しい対応が要求されることになる。
- ・ 災害ボランティアが無線機を使用する場合、機材は無線事業を行っている公益法人から無償提供され、当該地域での使用許可も当該団体が手続きを行っていただいている。携帯電話はつながらない地域もあり、必要とされる台数を直ぐ手配いただき効率的に活動でき、無線機は重要なアイテムである。
- ・ 有珠山噴火災害の時、総理府が現地対策本部を設置し、初動から円滑に対応したが、8月末時点で北海道に引き継いだところ、いろいろな問題が発生した。都道府県・地方自治体が初動から主体的になって対応することが必要であり、そのために主体的に対応する部局を作ることが大切である。
- ・ 新潟水害では、市から直接国土交通省に建設機械の貸し出しを申請した。新潟水害及び中越地震後は、新潟県も危機管理課を設ける等の対応が進んでいる。
- ・ 阪神・淡路大震災において兵庫県庁は被災地の中心にあったが、中越地震においては新潟県庁が被災地からかなり離れたところにあるため、被災地との危機感に関する温度差が生じ、対応にも影響を与えていたようである。
- ・ 地方で大規模災害が起きた場合、地方との情報格差を踏まえ、中央省庁がどのような災害対応を行うかが課題となる。今後の災害対策においては、これまでの事例だけでなく、新たに発生する現象を想定して対応を事前に検討しておくかなくてはならない。
- ・ 国土交通省が保有する資機材等を使いたいと思ったとき、どのような手段をとればよいのか？費用負担はどうなるのか？などのしくみ、方法やルールを関係機関等に周知していくことは重要であり、この懇談会の目標の1つである。
- ・ 和歌山県紀勢本線で倒木により3時間近く立ち往生する事故があった。この時、JR西日本は保線区が和歌山市にしかないため、復旧に長時間を要した。しかしながら、線路に平行する国道42号線には国土交通省の出張所があり、JRと国土交通省が連携して対処すれば、もっと迅速に対応できたはずである。このように、各公的機関が連携して災害に対応できる仕組みを作り、平時から運用していくことが必要である。
- ・ 平時と災害時の体制・連携などが異なっていると、いざというときに機能しない。災害全体を視野に入れたネットワークを整備し、平時から運用しておくことが重要である。

3. 災害対策等に資する建設機械に対する意見交換

- ・ 現状配備されている国土交通省の災害対策用機械がどのくらいの規模の災害に対応できるのかと言った、所謂「整備水準」を対外的に示していく必要がある。

- ・ 災害対応・復旧支援において国土交通省と自衛隊の調整が必要であり、お互いのテリトリーを整理しないと円滑な対応が進まない。
- ・ 今年の長野県岡谷で起きた大雨災害に災害ボランティアが出向いたが、自治体から土嚢袋が潤沢に提供された。又、重機を沢山使うことができ、災害対応の状況が変わってきている。
- ・ 国土交通省は河川や道路を適切に管理することが目的であり、一部の災害対策用機械については、これまでの水害を踏まえたシミュレーションにより、配備計画を策定し配備を進めている。しかし、国土交通省が保有する資機材の全てが、このような被害想定を踏まえて整備されているわけではなく、資材などは、備蓄場所の確保状況に応じて備蓄している実態が多い。
- ・ 国土交通省と自衛隊との連携に関しては、地元の自衛隊と連絡協議会を実施している整備局もある。
- ・ 国土交通省の災害時の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に関する情報については次回懇談会で紹介する。
- ・ 地下街の浸水は深刻な問題であり、大深度地下に位置する首都圏の共同溝に水が入り込んだ場合、国土交通省が保有する排水ポンプ車では揚程が不足して対応できない。
- ・ 特殊車両の許可の手続きについては、平時より速やかに行うよう努めているところであるが、特に災害時における災害対応のための車両の場合には、速やかに行うよう一層の留意が必要であると考えている。

以上